

事 務 連 絡
令和 2 年 1 1 月 4 日

分野所管行政機関担当課室長 殿

出入国在留管理庁政策課長 近 江 愛 子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援に係る周知等の協力依頼について

平素から出入国在留管理行政に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

当庁では、本年4月20日から、当面の間の特例措置として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、就労予定であったものの内定取消となった留学生等に対する雇用維持支援を実施しており、同年9月7日からは、技能実習を修了した技能実習生のうち帰国が困難な者についても同支援措置の対象としています。

今般、従前のマッチング支援の取組に加えて、より迅速なマッチングが実現するよう、法務省ホームページに求職者・求人事業者双方の情報を掲載し、外国人と企業が必要な情報に円滑にアクセスできる環境を整えることとしました（掲載イメージ：別添1）。

貴職におかれましては、別添2を活用するなどして、各分野別の協議会の構成員である所属団体、受入れ企業宛てに本制度を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

添付物

- 1 法務省HP掲載イメージ（求職者・求人情報掲載イメージ及び求人事業者登録票を含む）
- 2 農業や介護など14分野で人手不足にお困りの事業者の方へ（リーフレット）